

婦人労働課 保
資料

婦人労働資料第四十号

28. 4月

婦人の保護に関する條約及び勸告集

労働省婦人少年局婦人労働課

資料印

労働省婦人少年局

目次

(一) 條約

一、一切の種類の鉱山内の地下作業における婦人使用に関する條約
(オ九五号)

一頁

二、工業に使用される婦人の夜業に関する條約 (第八九号)

五

三、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金に関する條約
(オ百五号)

一五

四、母性保護に関する條約 (オ百三号)

二三

(二) 勸告

一、鉛中毒に対する婦人及び児童の保護に関する勸告 (オ四号)

三七

二、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金に関する勸告
(オ九十五号)

三九

三、母性保護に関する勸告 (オ九五号)

四五

こゝに集録した條約及び勸告は、國際労働機関が一九一九年、國際連盟とやらんで創設されて以来、昨一九五三年の第三十六回國際労働總會までに採択した百三の條約及び九十の勸告の所から、特に婦人に關するもので重要と思われるものを採擇したものである。國際労働機関は、一般にILOと略称される國際機構であるが、これは第一次世界大戰後平和條約により設けられたもので我が國は一九三八年（昭和十三年）九月の脱退まで加盟していた。後一九五一年十一月に至り、正式に再加盟し、翌年の第三十五回國際労働總會から代表が派遣されている。

本條約及び勸告集は、坑内労働の禁止深夜業の禁止男女同一賃金及び産前産後休業に關する條約及び若干の勸告から成りたつてゐる。いうまでもなく我が國における労働者の労働條件は、労働基準法により國際水準にまで引きあげられているのであるが、これらの女子保護に關する條約及び勸告を國內法と比較検討することにより、勞使關係各位に幾分の参考になれば幸いである。

なお婦人の夜業條約及び母性保護條約は、前者は二回、後者は一回と夫々改正されているのであるが、本條約及び勸告集では、紙面の關係から最終のもののみ掲げることゝした。

一 一切の種類の鉱山内の地下作業に於ける婦人使用に關する條約（第四十五号）

國際労働機関の總會は

國際労働事務局の理事會に依り「ジュネーヴ」に招集せられ、千九百三十五年六月四日其の第十九回會議として會合し

右會議の會議事項の第二項目たる一切の種類の鉱山内の地下作業に於ける婦人使用に關する提案の採択を決議し且

該提案は國際條約の形式に依るべきものなることを決定し

千九百三十五年の地下作業（婦人）條約と稱せらるべき左の條約を千九百三十五年六月二十一日採択す

第一條

本條約に於て「鉱山」と稱するは地表下より物質を採掘する為の公私の企業を謂ふ、

第二條

婦人は其の年令の如何に拘らず鉱山内の地下作業に使用せられざるべきものとす、

第三條

国内の法令又は規則は左記の者を前記の禁止より除外することを得

(イ) 管理の地位に在り筋肉労働を為さざる婦人

(ロ) 保健施設及福利施設に使用せらるる婦人

(ハ) 実習中鉱山の地下部分に於て訓練期間を費す婦人

(ニ) 非筋肉労働的職業の為時々鉱山の地下部分に入ることを要すべき其の他の婦人

第四條

本條約の正式批准は登録の爲國際連盟事務総長に之を通告すべし

第五條

一、本條約は國際連盟事務総長に其の批准を登録したる國際労働機関の締盟国のみを拘束すべし

二、本條約は事務総長が締盟国中の二国の批准を登録したる日の後十二月にして効力を発せしむべし

三、爾後本條約は他の何れの締盟国に付ても其の批准を登録したる日の後十二月にして効力を発せしむべし

第六條

國際労働機関の締盟国中の二国の批准が登録せられたるときは國際連盟事務総長は國際労働機関の一切の締盟国に右の旨を通告すべし事務総長は爾後該機関の他の締盟国の通告したる批准の登録を一切の締盟国に同様に通告すべし

第七條

一、本條約を批准したる締盟国は本條約の最初の効力発生の日より十年の期間満了後に於て國際連盟事務総長宛登録の爲にする通告に依り之を廃棄することを得右の廃棄は登録ありたる日の後一年間は其の効力を生ぜず

二、本條約を批准したる各締盟国にして前項に掲ぐる十年の期間満了後一年以内に本條約に定むる廃棄の権利を行使せざるものは更に十年間拘束を受くべく又爾後各十年の期間満了毎に本條約に定むる條件に依り本條約を廃棄することを得

オ八條

国際労働事務局の理事会は本條約の効力発生より各十年の期間満了毎に本條約の施行に關する報告を總會に提出すべく且其の全部又は一部の改正に關する問題を總會の會議事項に掲ぐべきを否やを審議すべし

オ九條

一 總會が本條約の全部又は一部を改正する新條約を採択する場合には新條約が別段の定めを爲さざる限り

(1) 締盟國に依る新改正條約の批准は新改正條約が効力を発生したるとき前記オ七條の規定に拘らず當然に本條約の即時の廢棄を生ぜしむべし

(2) 新改正條約の効力発生の日より本條約は締盟國に依り批准せられ得ざるに至るべし

二 本條約は之を批准したるも改正條約を批准せざる締盟國に對しては如何なる場合に於ても其の現在の形式及内容に於て引続き効力を有すべし

オ十條

本條約は仏蘭西語及奧吉利語の本文を以て其の正文とす

前記は国際労働機関の總會に依り「ジュネーヴ」に於て開催せられ且千九百三十五年六月二十五日附会を宣せられたる具のオ十九回會議中適法に採択せられたる條約の正文なりとす

右証拠として千九百三十五年七月十八日署名す

總會議長 エフ・エイチ・ピール・プレスウール

国際労働事務局長 ハロルド・バトラー

二 工業に使用される婦人の夜業に關する條約

(千九百四十八年改正) (オ八十九号)

国際労働機関の總會は

国際労働事務局の理事会によつてサンフランシスコに招集され、且つ千九百四十八年

六月十七日を以てそのオ三十一回會議を開催し

この會議事項のオ九項目である、オ一回總會において採択せられた千九百十九年の夜業(

婦人ノ條約及びサ十八回總會において採択されたる千九百三十四年の夜業（婦人ノ條約）
改正ノの一部改正に關する提案の採択を決議したので

この提案は國際條約の形式によるを要することと思ひ

千九百四十八年の夜業（婦人ノ條約）（改正）として引用することとできる次の條約を千九百四十八年七月九日に採択する。

第一部 總 則

第一條

一 この條約において「工業的企業」と稱するのは左に掲げるものを特に包含する

（イ） 鉱山業、石切業その他土地より鉱物を採取する事業

（ロ） 物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣のたけにする仕立、破壊若しくは解体を為し又は材料の改造を為す企業（造船に従事し又は電気若しくは各種動力の發達、変更又は伝導に従事する企業を含む）

（ハ） 建設工事及び土木工事に従事する企業（建築、修理、保存、変更及び解体工事を含

む）

二 工業と農業、商業及びその他の非工業的職業との分界は権限ある機関これを定めなければならぬ。

第二條

この條約において「夜間」と稱するのは権限ある機関の定める夜十時より朝七時に至るまでの間における少くとも七時間の継続する時間を含む少くとも十一時間の継続する時間を謂ふ。

権限ある機関は異なる地域、工業、企業又は工業若しくは企業の分科に対し異なる時間を定めることができるも、夜十一時後に始まる時間を定めるに先立ち、關係のある使用者団体及び労働者団体と協議しなければならない。

第三條

婦人は年令に拘わらず同一の家に屬する者のみを使用する企業を除くの外公私一切の工業的企業又はその各分科において夜間これを使用することができない。

第四條

第三條は左の場合にこれを適用しない

(1) 不可抗力の場合において予見することができず、且つ回復性を有せざる作業中絶が或る企業に生じた場合

(2) 原料又は取扱材料であつて急に損敗し易きものを作業上処理すべき場合において右原料又は材料の損失を防ぐため夜業を必要とする場合

第五條

一 重大な緊急事項の場合において国家の利益のため必要あるときは、関係ある使用者団体及び労働者団体と協議の上政府は婦人に対する夜業禁止を停止することができ、

二 右の停止はこの條約の適用に關する年報において当該政府これを國際労働事務局總長に通告しなくてはならない。

第六條

季節の影響を受ける工業的企業において及び例外の事情により必要あるすべての場合において一年につき六十日間は夜間を十時間に短縮することができ、

第七條

氣候のため晝間の作業を特に困難とする国においては、夜間は前數條の規定するところよりこれを短縮することができ、但し晝間において代償休憩を与えなければならぬ。

第八條

この條約は左に掲げる婦人にはこれを適用しない

(1) 管理的又は技術的性質の責任ある地位にある婦人

(2) 保健及び厚生施設に使用される婦人であつて通常筋肉労働に従事しない者

第二部 或る国に対する特別規定

第九條

工業的企業における夜間の婦人使用につき未だ公の規則の適用のない国においては「夜間」とは当今の内且三年を超えない期間内、政府は権限ある機関の定める夜十時より朝五時に至る時間中少くとも連続七時間の時間を包含する十時間のみの時間を謂ふと宣言することができ、

第十條

一、この條約の規定はこの條に定める変更に従い、インドにこれを適用する。
二、この條約の規定はインド政府がこれを適用する権限を有するすべての地域にこれを適用する。

三、「工業的企業」と称するのは左に掲げるものを包含する。

(イ) インド工場法に定められる工場及び

(ロ) インド鉱山法の適用を受ける鉱山

第十一條

一、この條約の規定はこの條に定める変更に従い、パキスタンにこれを適用する

二、この條約の規定はパキスタン政府がこれを適用する権限を有するすべての地域にこれを適用する。

三、「工業的企業」と称するのは左に掲げるものを包含する

(イ) 工場法に定められる工場

(ロ) 鉱山法の適用を受ける鉱山

第十二條

一、國際労働會議はこの條約の前記第三部の数條中の何れかの一條又は数條に対する改正に關し議題が會議事項に包含されし會議において三分の二の多数決を以て右改正案を採択することができる

二、右の改正案はその適用を受ける加盟国を記載し且つ一年の期間以内又は例外の事情ある場合においては十八ヶ月の期間以内、その適用を受ける加盟国において当該事項につき権限を有する機関に対し立法その他の措置のためにこれを提出しなければならない

三、右の各加盟国は当該事項につき権限を有する機関の同意を得るときは、登録のために國際労働事務局總長に対し改正の正式批准を通告しなければならない。

四、右の改正案は其の適用を受ける加盟国による批准のあつたときこの條約の改正として効力を発生する。

第三部 最終規定

才十三條

この條約の正式批准は登録のため國際労働事務局総長にこれを通告しなければならない。

才十四條

一、この條約は國際労働事務局総長にその批准を登録して國際労働機関の加盟国のみを拘束する。

二、この條約は二加盟国の批准が事務局総長に登録された日から十二ヶ月後に効力を発生する。

三、爾後この條約は他の何れの加盟国についてもその批准が登録された日から十二ヶ月後に効力を発生する。

才十五條

一、この條約を批准した加盟国は條約が最初に効力を発生した日から十年の期間満了後に於いて國際労働事務局総長宛登録のためにする通告によりこれを廢棄することができる。右の廢棄はその登録のあつた日の後一年間はその効力を生じない。

二、この條約を批准した各加盟国であつて前項に掲げた十年の期間満了後一年以内にこの條約に定める廢棄の権利を行使しないものは更に十年間拘束を受くべく、又爾後各十年の期間満了毎にこの條約に定める條件によつてこの條約を廢棄することができる。

才十六條

一、國際労働事務局総長は國際労働機関の加盟国から通告を受けたすべての批准及び廢棄の登録を國際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

二、事務局総長は通告を受けた二回目の批准の登録を國際労働機関の加盟国に通告する場合、この條約が効力を発生する日について國際労働機関の加盟国の注意を喚起しなければならない。

才十七條

國際労働事務局総長は前條の規定に従ひ登録されたすべての批准及び廢棄の詳細を國際連合憲章才百二條の規定に従ひ國際連合事務総長に登録するために通告しなければならない。

才十八條

一四
國際労働事務局の理事会はこの條約の効力発生後各十年の期間満了毎にこの條約の実施に
関する報告を總會に提出し、且つその全部又は一部の改正に関する問題を總會の會議事項に
掲ぐべきや否やを審議しなければならない。

第十九條

一、總會がこの條約の全部又は一部を改正する新條約を採択する場合には、新條約が別條の
規定をしない限り

(イ) 一加盟國による新改正條約の批准は新改正條約が効力を発生したとき、前記第十五條
の規定に拘わらず、当然にこの條約の即時の廢棄を生ぜしめる。

(ロ) 新改正條約の効力発生の日からこの條約は加盟國により批准され得ないようになる。

二、この條約は、これを批准しけれども改正條約を批准しない加盟國に対してはいかなる
場合にもその現在の形式及び内容において引續いて効力を有する。

第二十條

この條約はイギリス語及びフランス語の本文を以て共に正文とする。

前記はサンフランシスコにおいて開催され、且つ千九百四十八年七月十日閉会を宣せられ
た國際労働機関の總會によつてその第三十一回會議中、適法に採択された條約の正文であ
る。

右証換として下名は千九百四十八年八月三十一日署名した。

總 会 議 長 ジュスタン ゴダール

國際労働事務局局長 エドワード フィーラン

三、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金に関する條約（オ百五）
國際労働機関の總會は、

國際労働事務局の理事会によつてジュネーブに招集され、一九五一年六月六日に、その
第三十四回會期として會合し、且つ、

この會期の議事日程のオ七議題である同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金
を与える原則に関する若干の提案の採択を決定したので、且つ、

これらの提案は、國際条約の形式をとるべきことを決定したので、一九五一年の同一賃金条約として引用することが出来る次の条約を一九五一年六月二十九日に採択する。

第一条

この条約において

(a) 「賃金」とは、使用者が労働者に、現金とるものと現物たるものとを問わず、直接又は間接に支払う通常の、基本の又は最低の賃金又は俸給及び一切の追加的報酬であつて、労働者の雇用から発生するものを含む。

(b) 「同一価値の労働に對して男女労働者に同一賃金」とは、性別による差別待遇なしに確立された賃金率をいう。

第二条

各加盟國は、同一価値の労働に對して男女労働者に同一の賃金を与える原則の全労働者への適用を、賃金率を決定するために行われている方法に適當する手段によつて、促進し、且つ、この方法と一致する限り、この適用を確保しなければならない。

2 本原則は、左の手段によつて適用することが出来る。

- (a) 国内の法律又は規則
- (b) 法令によつて設立された又は認められた賃金決定制度
- (c) 使用者及び労働者間の労働協約、又は、
- (d) 上記各種手段の結合

第三条

1 仕上げるべき仕事に基く職務の客観的評価が、この条約の規定を実施するのに役立つ場合には、このような手段を執らなければならない。

2 この評価において従うべき方法は、賃金率の決定に對して責任を負う機関によつて、又は、この賃金率が団体協約によつて決定される場合には、その当事者によつて、決定されることが出来る。

3 仕上げる仕事について、性別に拘りなく、このような客観的評価によつて決定される較差に對する労働者間の賃金較差は、同一価値の労働に對して男女労働者に同一の賃

金という原則に反するものと考えなければならない。

オ四条

各加盟国は、この条約の規定を実施するために、関係使用者及び労働者の団体と適宜協力しなければならない。

オ五条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

オ六条

1. この条約は、事務局長に、その批准を登録した国際労働機関の加盟国のみを拘束する。
2. この条約は、ニ加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
3. 爾後、この条約は、どの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

オ七条

国際労働機関憲章オ三十五条オ二項に従い国際労働事務局長に通知される宣言には

次のことを示さなければならない

- (a) 関係加盟国が変更を加えないで、この条約の規定を適用することを約束する地域
- (b) 関係加盟国が変更を加えてこの条約の規定を適用することを約束する地域及びこの

変更の詳細

- (c) 条約を適用することができない地域及びこの場合における適用することができない

理由

- (d) 関係加盟国が、その事情を更に考慮する迄、その決定を留保する地域

2. この条のオ一項(a) 及び(b) に述べた約束は、批准の不可欠の一部と認められ、且つ、批准の効力を有する。

3. いずれの加盟国も、この条のオ一項(b) (c) 又は(d) による最初の宣言の中で行った留保を、いつでも新たな宣言で、全部又は一部を破棄することが出来る。

4. いずれの加盟国も、オ九條の規定に従って條約を廢棄する場合にはいつでも、事務局長に対して前の宣言の条項を他の点において変更し、且つ、その明示する地域に關する

現状を述べる宣言を送付することができる。

オ八条

1. 国際労働機関憲章オ三十五条オ四項又はオ五項によつて、国際労働事務局長に通知された宣言は、この条約の規定が関係地域に変更を加えずに、適用されるか、変更を加えて適用されるかを示さなければならない。この条約の規定が変更を加えて適用されることを宣言が示しているときは、右の変更の詳細を述べなければならない。

2. 関係のある加盟国又は国際機関は、いつでも後の宣言で、前の宣言の中で示した変更に関する権利を全部的に又は一部分に放棄することができる。

3. 関係ある加盟国又は国際機関は、この条約の規定によつて廃棄される時はいつでも、他の点において前の宣言の条項を変更し、且つ、この条約の適用に関する現状を述べた宣言を事務局長に通知することができる。

オ九条

1. この条約を批准した加盟国は、条約が最初に効力を生ずる日から十年の期間満了の後

国際労働事務局長に登録のため通知した行為によつて、これを廃棄することができる。

この廃棄は、それが登録される日の後一年までは効力を生じない。

2. この条約を批准した加盟国であつて、前項に述べた十年の期間満了の後、一年以内にこの条約に規定された廃棄の権利を行使しないものは、更に十年の期間拘束される。爾後、この条に規定される条件によつて、十年の期間満了毎にこの条約を廃棄することができる。

オ十条

1. 国際労働事務局長は、国際労働機関のすべての加盟国に、加盟国によつて自己に通知されたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を通告しなければならない。

2. 事務局長は、通知されたや二回の批准の登録を、この機関の加盟国に通告する時は、条約が効力を生ずる日に、この機関の加盟国の注意を喚起しなければならない。

オ十一条

国際労働事務局長は、国際連合事務総長に国際連合憲章オ百二条に従つて登録するため、

前数条の規定に従つて登録したすべての批准、宣言及び廢棄の行為の詳細を通知しなければならない。

オ十二条

國際労働事務局の理事会は、必要と認められる時には、総会にこの条約の実施に関する報告を提出し、且つ、総会の議事日程に全部的又は一部分的改正の自願を上程することが望ましいかを否かを審議しなければならない。

オ十三条

ノ 総会がこの条約を全部的に又は一部分的に改正する新たな条約を採択する場合には、その時は、もし新しい条約に別改の規定がなければ、

(a) 新改正条約の当事国による批准は前オ九条の規定に拘らず、新改正条約が効力を生じた場合に、当然にこの条約の即時の廢棄を含む。

(b) この条約は、新改正条約が効力を生ずる日から加盟国によつて批准され得なくなる。

2 この条約は、いかなる場合も、この条約を批准したが改正条約を批准しなかつた加盟国に關して、その現在の形式及び内容において効力を維持する。

四、母性保護に關する條約（第百三号）（千九百五十二年改正）

國際労働機關の總会は、

理事会によりシエネーヴに招集されて、千九百五十二年六月四日にその第三十五回会期として会合し

この会期の議事日程の第七議題である母性保護に關する諸提案の採択を決定し、それらの提案が國際條約の形式をとるべきであることを決定したので、千九百五十二年の母性保護條約（改正）と称する次の條約を千九百五十二年六月二十八日に採択する。

第一條

1 この條約は、工業的企業並びに非工業的及び農業的業務に使用される女子へ家内の労働する女子賃金労働者を含む。に適用する。

2 この條約の適用上、「工業的企業」は、公私の企業及びそのいずれの部門も含み、特に次に掲げるものを含む。

(a) 鉱業、石切業その他の鉱物採取業
 (b) 物の製造、改造、導送、修理、裝飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の製造を行う企業へ造船又は陸揚若しくは各種動力の発生、変更若しくは反転導を行う企業を含む。)

(c) 建築工事及び土木工事を行う企業へ建設、修理、保存、改造及び解体の工事を含む。
 (d) 道路、鉄道、海路、内陸水路又は空路による旅客又は貨物の運送を行う企業へ船隻、岩壁、波止場、倉庫又は空港における貨物の取扱を含む。)

3 この條約の適用上、「非工業的業務」は、公私を問わず、次の企業若しくは施設において、又はこれに関連して行われるすべての業務を含む。

- (a) 商業的事業場
- (b) 郵便及び電気通信施設
- (c) 被用者が主として書記的な仕事に従事する事業場及び管理施設
- (d) 新聞企業

- (e) 旅館、下宿屋、レストラン、クラブ、カフェその他の飲食店
- (f) 病者、産弱者、貧困者及び孤児の治療及び保護のための施設
- (g) 劇場及び公衆娯楽場
- (h) 私人の家庭における賃金を目的とする家事労働

その他の非工業的業務で権限のある機関がこの條約の規定の適用を決定するもの

4 この條約の適用上、「農業的業務」は、農業的企業へ農園及び大規模の工業化された農業的企業を含む。において行われるすべての業務を含む。

5 この條約が適用されるかどうかについて疑のある企業、企業の部門又は業務については、権限のある機関が、関係のある使用者及び労働者の代表的な団体が存在するときはこれら、の団体と協議の上これを決定する。

6 使用者の家族の構成員で国内の法令に定めるもののみを使用される企業は、国内の法令でこの條約の適用から除外すること加ふる。

第二條

二の條約の適用上、「女子」とは、年令、国籍、人種又は情條にかかわらず、既婚者であると未婚者であることを問わず、すべての女性をいい、「年児」とは、婚出子であるかどうかを問わずすべての生児をいう。

第三條

1 二の條約の適用を受ける女子は、分べんの予定日を記載した診断書を提出するときは、出産休暇を享ける権利を有する。

2 出産休暇の期間は、少くとも十二週間とし、且つ、産後の強制的休暇の期間を含むものとする。

3 産後の強制的休暇の期間は、国内の法令で定めなければならない。但し、いかなる場合にも、六週間未満であつてはならない。残余の出産休暇の期間は、国内の法令の定めるところに従つて、分べんの予定日前に、強制的休暇の期間経過後に、又は一部を分べんの予定日前に且つ一部を強制的休暇の期間経過後に与えることができる。

4 分べんの予定日前の休暇は、分べんの予定日と實際の分べん日との間に経過した期間に

け延長しなければならない。且つ、産後にとるべき強制的休暇の期間は、このため減少してはならない。

5 妊娠に起因すると診断される疾病については、国内の法令に産前の追加休暇に関する規定を設けなければならない。但し、その最大期間は、権限のある機関が決定することからできる。

6 分べんに起因すると診断される疾病については、女子は、産後の休暇を延長して受ける権利を有する。但し、その最大期間は、権限のある機関が決定することからできる。

第四條

1 第三條の規定に基く出産休暇による休業中、女子は、金銭及び医療の給付を受ける権利を有する。

2 金銭給付の額は、適當な生活水準に従つて、本人及びその生児が充分且つ健康的な生活を営むに足る給付を確保するように、国内の法令で定めなければならない。

3 医療給付は、資格のある助産婦又は医師による産前、分べん及び産後の手当並びに必要がある場合の入院を含む。医師及び病院の選択の自由は、尊重しなければならない。

4 金銭及び医療の給付は、強制的社会保険又は公の基金で与えなければならない。いずれの場合にも、それらは、所定の条件を満たすすべての女子に当然の権利として与えられるなければならない。

5 当然の権利として与えられる給付を受ける資格を有しない女子は、社会的扶助を受けるために必要な資産調査を条件として、社会的扶助基金から充分な給付を受ける権利を有する。

6 強制的社会保険で与えられる金銭給付は、それが従前の所得に基づいて決定される場合には、給付計算のため考慮される当該女子の従前の所得の三分の二を下つてはならない。

7 母性給付を与える強制的社会保険制度に基づいて支払うべき、出産金及び、支払われた賃金を基礎として計算される租税で前記の給付を与えるために徴収されるものは、使用者及び被用者の両者によつて支払われると使用者によつて支払われるとを問わず、また、性別のいかんにかかわらず、当該企業に使用される男女総数について支払われなければならない。

8 いかなる場合にも、使用者は、その使用する女子に与えられるべき前記の給付の費用に

二の四

ついで個人として責任を負わねい、

第五條

ノ 女子は、その生児を保育している場合には、国内の法令の定める育児時間中この目的のためその業務を中断する権利を有する。

2 問題が国内の法令によつて又はそれに従つて規律される場合には、保育のための業務の中断は、労働時間として計算し、且つ、それに応じて報酬を与えるものとし、また、問題が労働協約により規律される場合には、條件は、当該協約により決定するものとする。

第六條

女子がこの條約の第三條の規定に基く出産休暇によつて休業する期間中にその使用者が解雇の通告を行い、又はその期間中に満期となるような解雇の予告を行うことは許されない。

第七條

ノ この條約を批准する国際労働機関の加盟国は、その批准に附する宣言により、この條約の適用から次のものを除外することかである。

(a) 若干の種類の新工業的業務

(b) 専ら以外の農業的企業において行われる業務

(c) 私人の家庭における賃金を目的とする家事労働

(d) 家内で労働する女子賃金労働者

(e) 海路による旅客又は貨物の運送を行う企業

2 加盟国は、本條1の規定を適用しようとする種類の業務又は企業については、その批准に附する宣言にこれを指定しなければならない。

3 前記の宣言を行つた加盟国は、前の宣言の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4 本條1によつて行つた宣言の適用を受ける加盟国は、毎年、この條約の適用に関する年次報告において、前記の宣言によつて本條1の適用を受ける業務又は企業に關する自國の法律及び履行の現況並びに前記の業務又は企業に關してこの條約がどの程度に実施されているか、又は実施されるようとしているかを示さなければならぬ。

5 國際労働機関の理事會は、この條約が最初に効力を生じてもから五年の期間が経過した時は、これらの除外の適用に關する特別報告書を總會に提出しなければならない。この報告書には、この問題に關して今後取るべき措置について理事會が適當と認める提案を含めるものとする。

第八條

この條約の正式の批准書は、登録のため國際労働事務局長に送付しなければならない。

第九條

1 この條約は、國際労働機関の加盟國のうちその批准を事務局長が登録した國のみを拘束する。

2 この條約は、二加盟國の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後、この條約は、他のいずれの加盟國についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十條

1 國際労働機関憲章第三十五條に於て國際労働事務局長に通知する宣言は、次の事項を示さなければならぬ。

- (a) 当該加盟国がこの條約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域
- (b) 当該加盟国がこの條約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この條約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が更に事情を検討する間決定を留保する地域

2 本條1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。

3 加盟国は、本條1(b)、(c)又は(d)に基づきその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4 加盟国は、第十一條の規定に従つてこの條約を廃棄することができる期間中はいつでも

附の三

前の宣言の條項を他の点について変更し、且つ、指定する地域に関する現況を述べる宣言を事務局長に通知することができ。

第十一條

1 國際労働機関憲章第三十五條4又は5に従つて國際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの條約の規定を変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならぬ。その宣言は、この條約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならぬ。

2 一若しくは二以上の關係加盟国又は關係國際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権限の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

3 一若しくは二以上の關係加盟国又は關係國際機関は、第十一條の規定に従つてこの條約を廃棄することができ。期間中はいつでも、前の宣言の條項を他の点について変更し、且つ、この條約の適用についての現況を述べる宣言を國際労働事務局長に通知することができる。

第十二條

1 この條約を批准した加盟国は、條約が最初に効力を生じた日から十年の期間が経過した後、登録のための國際労働事務局局長に通知する文書によつてこれを廢棄することができる。その廢棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

2 この條約を批准した加盟国で、1に掲げる十年の期間が経過の後一年以内に本條に定める廢棄の權利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、本條に定める條件で、十年の期間が経過することにこの條約を廢棄することができる。

第十三條

1 國際労働事務局局長は、國際労働機關の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廢棄の登録を國際労働機關のすべての加盟国に通告しなければならぬ。

2 事務局局長は、通知を受けたる番目の批准の登録を國際労働機關の加盟国に通告する際に、この條約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十四條

國際労働事務局局長は、前各條の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廢棄書の完全な明細を國際連合憲章第百二條による登録のための國際連合事務総長に通知しなければならない。

第十五條

國際労働機關の理事会は、必要と認める時は、この條約の運用に関する報告を總會に提出しなければならず、また、この條約の全部又は一部を改正する問題を總會の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第十六條

1 總會がこの條約の全部又は一部を改正する條約を新たに採択する場合には、その新條約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正新條約の批准は、改正新條約の効力発生を條件として、第十二條の規定にかかわらず、当然この條約の即時の廢棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの條約の批准のための開放は、改正新條約が効力を生ずる日に終了す

る。

2 この條約は、これを批准した加盟国で改正條約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十七條

この條約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文である。

前記の本文は、國際労働機關の總会が、ジュネーヴで開催され、千九百五十二年六月二十八日に開会を宣せられたその第三十五回会期において、正當に採択した條約の正文である。

以上の証憑として、われわれは、千九百五十二年七月四日に署名した。

總會議長

ホセ・デ・セガードス・ヴィアーナ

國際労働事務局長

デイヴィッド・A・モース

一、鉛中毒に対する婦人及児童の保護に関する勸告 (第四号)

國際聯盟の國際労働機關の總会は

亜米利加合衆国政府に依り千九百十九年十月二十九日ワシントンに招集せられ、右ワシントン總会の會議事項の第三及び四項目の一部たる「婦人及児童使用の件、健康上有害なる作業に関する提案の採択を決議し且

該提案は勸告の形式に依るべきものなることを決定し

國際労働機關の締盟国として立法其の他の方法に依り之が實現を為さしむる目的を以て、慮せしむる為千九百十九年六月二十八日の「ヴェルサイユ」條約及千九百十九年九月十日の「サン・ジェルマン」條約の労働條件の規定に従ひ左の勸告を採択す。

總会は母性の機能に及児童の身体の發育に對し生ずる危害を慮り、婦人及十八才未満の年少者を左の工程に於て使用せざることを國際労働機關の締盟国に勸告す。

(イ) 亜鉛鉱又は鉛鉱の製鍊に於ける燻作業

(ロ) 鉛を含有する灰の取扱、処理又は製鍊及鉛の脱銀作業

(ハ) 鉛又は古重鉛の大規模の溶融作業

(ニ) 白鉛又は百分の十より多く鉛を含有する合金の製造

(ホ) 密陀僧、金密陀、鉛田、白鉛、橙黄又は硫酸鉛、「クローム」酸鉛又は硫酸鉛、「フリット」の製造

(ヘ) 蓄電池の製造又は修繕に於ける混合又は煉合の作業

(ト) 前各号の諸工程を行ふ作業室の掃除

尚鉛化合物の使用を包含せる工程に於ける婦人及十八才未満の年少者の使用は左の條件に依りてのみ之を許可することを勧告す。

(イ) 塵埃及び煙氣を発生の其の場に於て除去する為各所の排氣設備を為すこと

(ロ) 器具及作業室を清潔にすること

(ハ) 鉛中毒の一切の場合之に対する補償に付官憲に届出を為すこと

(ニ) 前記の諸工程に使用せらるる者の定期健康診断を行うこと

(ホ) 充分且適當なる更衣室、洗滌所及食堂の設備を並特殊の防護衣を供すること

(ハ) 作業室に飲食物の搬入を禁止すること

尚無毒物を以て可溶性鉛化合物に代用し得べき工業に在りては可溶性鉛化合物の使用を嚴重に取締るべきことを勧告す。

鉛化合物が百分の二五の塩酸溶液中に於て溶解すべき鉛化合物重量へ金属鉛として計算して百分の五より多くを含有するときは本勧告に於て之を可溶性と看做すべし。

二、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金に関する勧告（第九十号）

国際労働機関の総会は

国際労働事務局の理事會によつてジュネーブに招集され、一九五一年六月六日に、その第三十四回会期として會合し、且つ

この会期の議事日程の六七議題である同一価値の労働に対して男女労働者に同一賃金を与える原則に関する若干の提案の採択を決定したので、且つ

これらの提案は、一九五一年の同一賃金條約を補足する勧告の形式をとるべきことを決定したので

一九五一年の同一賃金勧告として引用することができる次の勧告を一九五一年六月二十九日に採択する。

一九五一年の同一賃金条約は、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金に関する若干の一般原則を規定しているもので、

本条約は、同一の価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金の原則の適用は、関係国において、賃金率決定のために現在行われている方法に適當な手段によつて促進又は確保されるべきことを規定しているもので

この条約に規定されたこれらの原則の漸進的適用のために、若干の手續を指示すること、が望ましいので、すべての加盟国が、これらの原則の適用にあつて、若干の国々において満足と思われるに至つた適用方法を尊重すべきことが、また、望ましいので、総会は各加盟国がこの条約の第二条の規定に従つて、次の諸規定を適用し、且つ、理事会の要請に従い、これらの諸規定を実施するために執られた措置に關して国際労働事務局に通知することを勧告する。

1. 関係労働者の団体又はこのような団体が存在しない場合には関係労働者と協議の後、

(a) 男女同一労働同一賃金の原則を、中央官庁又は機関の一切の職員に対して適用することを確認するため、及び、

(b) 邦、州又は県の官庁又は機関が賃金率に關する管轄権を有する場合には、これらの官庁又は機関の職員に対する本原則の適用を奨励するため

適當な措置を執るべきである。

2. 関係使用者及び労働者団体と協議の後、賃金率が、特に次の事項に關して、法令による規則又は公の統制に服している職業であつて、第一項に掲げた以外のすべての職業に対して、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金の原則を適用することを目指すだけ速かに確保するため、適當な措置を講ずべきである。

(a) 最低賃金率又はその他の賃金率の公的機関によつて決定される産業及び業務におけるかかる賃金率の樹立

- (b) 公の所有又は管理のもとに運営される産業及び企業、並に
(c) 適当な場合には、公契約の条項に従つて施行される事業

3 (1) 賃金率決定のために現在行われている方法に鑑みて適当な場合には、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金の原則の一般的適用を立法によつて規定すべきである。

(2) 権限のある公の機関は、使用者及び労働者が上述の立法要件に関する十分な情報と、適当な場合には、その適用に関する助言を与えられることを確保すべく、一切の必要にして適切な措置を講ずべきである。

4 関係のある労働者及び使用者の団体が存在する場合には、これらの団体と協議の上、第一項、第二項又は第三項の適用を受ける業務に関して同一価値の労働に対し男女労働者に同一の賃金の原則を直ちに実施することが可能であると思われる場合には、次の如き手段によつてその漸進的適用のための適当な規模を定める。たけ速かに設け又は設けさせるべきである。

(a) 同一価値の労働に対する男子労働者の賃金率と女子労働者の賃金率との間の較差を減少すること。

(b) 加給制度が実施されている場合には、同一価値の仕事をする仕上げる男女労働者に同一の加給を与えること。

5 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金の原則に従つて賃金率を決定することとを容易にする目的に対して適当な場合には、各加盟国は、関係のある使用者及び労働者の団体と合意の上、職務分析その他の手続によつて、労働者の性別に拘らない職務分類を行う目的を以て、仕上げるべき仕事の客観的評価の方法を確立し、又はその確立を奨励すべきである。かゝる方法は、この条約第二條の規定に依り、適用されるべきでない。

6 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金の原則の適用を容易にするため、必要な場合には、以下の手段によつて、女子労働者の生産能率を高めるため、適当な措置を講ずべきである。

② 男女労働者が職業指導又は雇用相談、職業訓練及び職業紹介に關して、同一の又は同等の施設を持つことを確保すること。

(b) 職業指導又は雇用相談、職業訓練及び職業紹介のための施設の利用を女子に奨励する適當な措置を講ずること。

(c) 女子労働者、特に扶養家族を持つ者の必要を充足する福祉社会施設を設備し、且つ、一般公益基金、又は、社会保障、又は性別を問はず労働者に対して行われる給付によつて賄われる産業福祉基金によつてかゝる施設を賄ふこと、及び

(d) 女子の健康及び福祉に關する国際規約並びに国内の法律及び規則の規定に違反するることなしに、職業及び地位へ就くことに關し、男女労働者の平等を促進すること。

7 同一価値の労働者に対して男女労働者に同一賃金の原則を實施しなればならないと考へられる理由に対する一般の理解を促進するために、凡ゆる努力が払われなければならぬ。

8 本原則の適用を促進するために望ましいような調査が行われるべきである。

三、母性保護に關する勧告（第九十五号）

国際労働機関の総会は

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百五十二年六月四日にその第三十五回会期として会合し

この会期の議事日程の第七議題である母性保護に關する諸提案の採択を決定し、これらの提案が千九百五十二年の母性保護條約（改正）を補足する勧告の形式をとるべきであることを決定したので

千九百五十二年の母性保護勧告と称する次の勧告を千九百五十二年六月二十八日に採択する。

1 出産休暇

1 (i) 千九百五十二年の母性保護條約（改正）の第三條2に定める出産休暇の合計期間は、女子の健康のために必要であり、且つ、可能な場合には、十四週間に延長すべきである。

(2) 監督機関は、母親及び生児の健康を保護するために必要であると認める場合及び特に流産その他産前産後の併発症のような異常な状態が生じた場合又は生ずる虞のある場合には、十九百五十二年の母性保護條約（改正）の第三條4、5及び6に定める産前産後の休暇の延長を診断書に基いて個別的に決定する権限をもつべきである。

II 母性給付

2 (1) 十九百五十二年の母性保護條約（改正）の第四條によつて与えられるべき金銭給付は、可能な場合には、同條約に定める最低基準よりも高い率に定めるべきである。前記の給付は、可能な場合には、給付計算のため考慮される当該女子の従前の所得の百分パーセントに等しい率に定めるべきである。

(2) 可能な場合には、前記の條約の第四條によつて与えられるべき医療給付は、外来患者及び入院患者に対する一般医及び専門医の診療（往診を含む。）、歯科治療、家庭又は病院における資格のある助産婦その他の者による手当、家庭又は病院その他の医療施設における看護、病院その他の医療施設における療養、薬剤、歯科治療材料その他の内科用又は外科用の治療材料並びに、出産に關して便宜を提供する資格があると法律上認められる他の職業に従事する者が適当な医師の監督の下に行う治療を含むべきである。

(3) 医療給付は、保護を受ける女子の健康、労働能力及び自己の用を弁ずる能力を維持し、回復し、又は増進するため支給すべきである。

(4) 医療給付を管理する機関又は官庁は、適当と認められる手段により、公の機関又は公の機関が認める他の団体が保護を受ける女子の使用のために設けた一般保健施設と保護を受ける女子が利用することを奨励すべきである。

(5) 国内の法令は、更に、前記の機関又は官庁に対し、保護を受ける女子及びその幼児の健康の増進に關する規程を設ける権限を与えらるべきである。

(6) その他の現物又は金銭の給付で、産衣、産衣の購入のための支払、保育する母親に対する牛乳又は保育手当の支給のようなものは、本項(1)及び(2)に掲げる給付に追加することか望ましい。

Ⅲ 保育する母親及び幼児のための施設

3 (1) 可能な場合には、保育のための休憩は、一日についてその合計時間を少なくとも一時間半とすべきであり、且つ、その休憩の回数及び長さは、提出された診断書に基づいて調整することを許すべきである。

(2) 育児施設又は託児施設の設置に関する規定を設けるべきである。この施設は、女子が働いている企業外に設けることが望ましい。可能な場合には、この施設が団体又は強制的社会保険から資金を受け、又は少なくとも補助金を受けることに關して規定を設けるべきである。

(3) 育児施設及び託児施設の設備及び衛生的要件並びに託児施設の職員の数及び資格は、適当な規則の定める妥当な基準に従うべきであり、且つ、それは、権限のある機関の承認及び監督を受けるべきである。

Ⅳ 雇用の保護

4 (1) 可能な場合には、使用者が十九百五十二年の母性保護條約（改正）の第六條に従つ

て女子を解雇することが許されない産前産後の期間は、その使用者が診断書によつて当該女子の妊娠の通告を受けた日から開始し、且つ、同條約の第三條に規定する出産休暇の期間の経過後少なくとも一箇月まで継続するように延長すべきである。

(2) 法律は、保護期間中における解雇に関する適法な理由として、雇用されている女子の重大な過失、企業の廃止又は雇用契約の満了の場合を認めるべきである。工場協議会が存続する場合には、その解雇についてこれらの協議会と協議することが望ましい。

(3) 女子は、産前産後の適法な休業中、その先任推及び従前の業務又はそれと同一の割合で賃金が支払われる業務に復帰する権利を保障されるべきである。

Ⅴ 産前産後における女子労働者の健康の保護

5 (1) 妊娠中及び保育中の女子に対しては、深夜業及び時間外労働を禁止すべきであり、且つ、充分な休憩を確保するように労働時間を調整すべきである。

(2) 権限のある機関が女子又はその生児の健康に有害であると定める業務には、妊娠中及び産後少なくとも三箇月間並びに生児を保育している場合には更に長い期間女子を就

業させてはならない。

(3) (2)の規定に該当する業務は、特に次のものを含むべきである。

(a) 次のことを含むすべての重労働

(i) 重量物を挙げ、引き、又は押すこと。

(ii) 過度且つ異常に肉体を緊張させること（長時間立つことを含む。）

(b) 特殊の均衡を必要とする業務

(c) 振動する機械を用いる業務

(4) 権限のある機関が健康に有害であると定める業務に常時使用される女子は、減給されることなしに、その健康に有害でない他の種類の業務に転換する権利をもつべきである。

(5) 業務の性質を変更することが自己の健康及びその生児の健康のために必要である旨を記載した診断書を提出するいづれの女子も、同様に、転換の権利を出席を理由として個別的に与えられるべきである。

四二

前記の本文は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百五十二年七月二十八日に開会を宣せられたその第三十五回会期において、正当に採択した勧告の正文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百五十二年七月四日に署名した。

総会議長

ホセ・デ・セガダス・ヴィアンナ

国際労働事務局長

デイヴィッド・A・モース